

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第17期第3四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 フィンテック グローバル株式会社

【英訳名】 FinTech Global Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 玉井 信光

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 鷲本 晴吾

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長 鷲本 晴吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第16期 第3四半期 連結累計期間	第17期 第3四半期 連結累計期間	第16期 第3四半期 連結会計期間	第17期 第3四半期 連結会計期間	第16期
会計期間	自 平成21年 10月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成22年 10月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成21年 10月1日 至 平成22年 9月30日
売上高 (千円)	2,880,336	5,720,461	288,079	742,942	3,465,497
経常利益又は経常損失 (千円)	1,888,162	1,531,563	1,113,357	225,744	2,604,219
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 (千円)	1,690,612	1,657,347	1,285,405	177,964	2,172,834
純資産額 (千円)	-	-	3,805,618	4,872,461	3,164,555
総資産額 (千円)	-	-	9,784,461	7,009,984	7,352,430
1株当たり純資産額 (円)	-	-	2,455.69	3,392.17	2,024.72
1株当たり四半期純利益金額又は四半期(当期)純損失金額 (円)	1,399.36	1,376.37	1,063.96	148.82	1,798.88
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	1,375.45	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	30.3	57.7	33.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	647,511	2,407,293	-	-	626,830
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,125,497	244,812	-	-	2,281,596
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,302,975	797,229	-	-	3,376,149
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	1,091,565	2,188,448	829,661
従業員数 (名)	-	-	81	67	72

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第16期、第16期第3四半期連結累計期間、第16期第3四半期連結会計期間及び第17期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) F G I キャピタル・ パートナーズ(株)	東京都港区	100,000	アセットマネジメント・ アドバイザー事業	100.0	・役員の兼任

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
 2 平成23年4月28日付で、当社が(株)O G I キャピタル・パートナーズの全株式を取得し、商号を変更したものであります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成23年6月30日現在

従業員数(名)	67 (13)
---------	---------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除く就業人員であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(派遣社員、契約社員)の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
 3 従業員数が当第3四半期連結会計期間において9名増加しておりますが、主として平成23年4月28日付で、F G I キャピタル・パートナーズ(株)を連結子会社化したことで、アセットマネジメント・アドバイザー事業の従業員数が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数(名)	13 (1)
---------	--------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(派遣社員、契約社員)の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
投資銀行事業	60,075	-
アセットマネジメント・アドバイザー事業	181,423	-
公共財関連事業	29,855	-
プリンシパルファイナンス事業	275,364	-
その他投資先事業	196,223	-
合計	742,942	-

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)サンシティ	-	-	165,165	22.23
合計	-	-	165,165	22.23

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年4月22日開催の取締役会において、(株)OGIキャピタル・パートナーズ(以下、「OGICP」)といたします。)の株式を取得して子会社化することを決議し、同日、株式譲渡契約を締結いたしました。なお、当社は当該契約に基づき、平成23年4月28日付で同社の株式を取得しており、OGICPは、同日FGIキャピタル・パートナーズ(株)に商号変更しております。

(1) 株式取得の理由

昨今の激動下にある社会経済情勢の中、当社クライアントの要望する金融サービスは多種多様化が著しく、水平垂直両方向に複雑で手間のかかる依頼事項の増加が顕著であります。バランスシート上のアセット整理・債務整理にかかわる債権買取などの再建再生型に加え、新規事業展開のためのプロジェクトファイナンス・事業の補完拡充目的のM&Aや事業提携などの前向きな依頼も増加しております。ま

た、これらの多くが最終的には何らかのエクイティファイナンスの実施を伴います。

当社グループは、このようなニーズに対してF A（フィナンシャルアドバイザー）として当該企業の財務内容、経営課題を掌握していく中で、アレンジャーとして金融サービスプロダクツを組成するとともに、そうした案件に投資を希望する国内外の投資家に向けて、A M（アセットマネジメント）子会社を通じて投資機会を提供し、場合によってはプリンシパルファイナンス業務として自己投融資を実行することにより、お応えしております。

一方で、今期期初より当社プリンシパルファイナンスを、従来の「不動産アセット向け」から、「プライベートエクイティ（未上場企業株式・上場企業株式私募扱いなど）を含む企業投資」へ重点配分していく方針とした結果、クライアントの業種分布が、強みのある不動産業以外へ急速に張り出してきております。F Aとして、あるいは主要株主として投資先企業の財務営業状況を深く認知し、経営支援のためにハンズオンし、企業価値を向上させていく当社の手法は過去の子会社買収実績などの延長線上にあるものであります。

今回のO G I C Pの全株式取得子会社化は、以上のような当社ビジネスモデルの進化に対応するための、当社グループの業務実施体制の補完強化が目的であります。上場株式を含む株式投資の推進ならびに当該分野への投資家からの資金の受託業務は、きわめて高度な情報管理体制を必要とします。また、当社既存のA M子会社は元来不動産アセットのA M受託を目的にライセンス供与されており、O G I C Pの子会社化は急速に運用対象を有価証券へ拡大するための早期対応施策といたしまして最良の方法であると判断いたしました。また、不動産アセット向けプリンシパルファイナンスの縮小方針は、とりもなおさず外部投資家からの資金受託の促進加速を企図することではありますが、O G I C Pはアジア太平洋地域の為替金利を主たる投資対象としたグローバルマクロファンドの運用実績などを通じて、国内外の投資家とも強い取引実績を保持しておりますので、この点からも、O G I C Pをグループの主軸に迎えることは有効であると思量いたします。

当社グループは全産業分野のクライアントに対し、ストラクチャードファイナンス手法を駆使した金融サービスを展開するブティック型投資銀行であります。かつては巨大銀行のブティックを標榜しており結果的に銀行同様不動産分野へ傾斜してまいりましたが、経済情勢の劇的変化やクライアントニーズの多様化を経た現在、その軸足を欧米同様、巨大証券会社のブティック寄りに移し、企業の組織再編や資本政策への助言を含むF A業務や、プライベートエクイティなどの企業投資、及びそれらの業務を側面支援するA M業務を強化していく方針であります。

(2) 株式取得した子会社の概要

商号	株式会社O G I キャピタル・パートナーズ (平成23年4月28日、F G I キャピタル・パートナーズ株式会社に商号変更しております。)
事業の内容	金融商品取引業者（投資助言・代理業、投資運用業） グローバル・マクロ運用 ベンチャー投資 プライベートエクイティ / スペシャルシチュエーション
所在地	東京都港区西新橋三丁目24番10号 ハリファックス御成門ビル
代表者	代表取締役社長 面川 秀之
資本金	100,000千円

(3) 株式取得の相手方の名称

面川秀之、高橋直也、池谷裕之（以上、O G I C Pの取締役）
その他個人2名

(4) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	- 株
	（議決権の数： - 個）
	（所有割合： - %）
取得株式数	6,000株
	（議決権の数：6,000個）
	（取得価額：300,000千円）
異動後の所有株式数	6,000株
	（議決権の数：6,000個）
	（所有割合：100%）

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済環境は、海外経済の成長や政府の経済対策により持ち直しの動きが見られていた状況が東日本大震災の影響により一転し、生産、輸出が大きく落ち込み、需要面でも企業や家計のマインドが悪化したことで、下押し圧力が続くこととなりました。

このような経済環境において、当社グループは企業を支援するブティック型投資銀行としての業務を展開しました。投資銀行事業においては、顧客企業に対しフィナンシャル・アドバイザー（FA）業務を提供し、そこで把握されたニーズに合うファイナンスアレンジ等を提案、実行しております。FA業務は上場企業等を中心に顧客層を拡大してきており、安定的な収益基盤になるとともに、ファイナンスアレンジに進むことで更なる収益を獲得しております。さらに、プリンシパルファイナンス事業では、投資銀行事業の中で見出された企業・事業への投融資機会に対し、積極的にファイナンスを実行しております。しかしながら、当第3四半期においてはエクイティ投資のエグジット案件がなく、利益貢献には至っておりません。一方で、アセットマネジメント（AM）・アドバイザー事業においては、平成23年4月28日付で投資運用会社である株式会社OGIキャピタル・パートナーズ（同日付でFGIキャピタル・パートナーズ株式会社に商号変更）を子会社化しております。これにより、当社グループの投資運用対象がこれまでの不動産から有価証券等にも広がり投資運用機能が強化されるとともに、当社グループの安定的収益源となる運用資産が大幅に増加しました。さらに当社グループは、証券会社、投資運用会社、プリンシパル投資会社を擁し、より包括的に金融サービスが提供できる体制を整えることができました。また、同子会社化を契機として、人員配置の見直し・拡充を含めグループ会社の営業体制の充実化を進めるとともに、コンプライアンス体制をより一層強化することで、今後の営業展開への先行投資を進めております。

上記の結果、当第3四半期連結会計期間（平成23年4月1日～平成23年6月30日）の経営成績については、売上高は742百万円（前年同期比157.9%増）となりました。営業損益については、投融資に係る大きな損失計上がなかったものの218百万円の営業損失（前年同期は1,080百万円の損失）となり、経常損

失は225百万円（前年同期は1,113百万円の損失）、四半期純損失は177百万円（前年同期は1,285百万円の損失）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

投資銀行事業

当事業を行うフィンテックグローバル証券(株)は、徹底して顧客ニーズに対応することで、既存のフィナンシャル・アドバイザー（FA）業務提供先の深耕、および新規FA先の獲得に注力し、FA業務受託顧客からファイナンスアレンジメント業務を受託しております。

この結果、投資銀行事業の売上高は60百万円、営業損失は31百万円となりました。

なお当社グループにおいては、同社で見出された投融資機会に対し当社グループがファイナンスを実行するとともに、AM子会社に対してもAM業務などの収益機会が提供されることで、グループ全体の収益拡大に貢献しております。

アセットマネジメント・アドバイザー事業

当事業はフィンテックアセットマネジメント(株)及び当第3四半期に子会社化したFGIキャピタル・パートナーズ(株)の業績を取り込んでおります。

フィンテックアセットマネジメント(株)では、第2四半期末にAM受託案件が一部終了したことにより、当第3四半期に入ってからAM売上は伸び悩んだものの、プライベートエクイティ事業で新規の経営管理業務を受託したことにより、当該売上が伸張しました。

FGIキャピタル・パートナーズ(株)は、主力ファンドのグローバル・マクロの運用資産が新規受託により大幅に増加しております。ベンチャー投資運用では、日本を含むアジアでのテクノロジー・ベンチャー企業に注目し、投資ならびに投資先の経営指導等を行っております。その他、更なる収益拡大に向け、新しい投資戦略の準備を進めており、今後の運用資産の拡大を企図しております。

この結果、アセットマネジメント・アドバイザー事業の売上高は181百万円、営業利益は3百万円となりました。

公共財関連事業

当事業は(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングが公会計事業と公共ファイナンス事業を行っております。公会計事業では、バージョンアップした公会計ソフト（PPP）と新商品である「財政改革ツール 改革」で競合他社と差別化を図るなど活発な営業活動を展開した結果、東京特別区で2件の公会計コンサル契約を新規獲得した他、新規事業である「公共施設マネジメント白書」の作成支援業務の第1号案件の受託が内定するなどの成果が出ております。なお新たな取組みである公共ファイナンス事業では、東北震災地のファイナンス支援取組みを推進しております。

しかしながら複数自治体との契約が予定時期より遅れたことにより売上高及び営業損益とも計画値を下回ったため、公共財関連事業の売上高は29百万円、営業損失は27百万円となりました。

プリンシパルファイナンス事業

当事業では、当社（フィンテックグローバル(株)）が自己投融資事業を行っております。当連結会計年度においては、これまで投融資対象の中心であったアセットファイナンスや不動産セクターの事業会社へのファイナンスに限らず、潜在性・将来性豊かな上場/未上場企業に対しファイナンスを行い、その再生・発展を支援し企業価値を高めることで、将来収益の拡大を目指す投資戦略を強化、推進しております。第3四半期の投融資のポートフォリオとしては、実行中の不動産投資案件が進捗したことによ

り販売用不動産が減少する一方、当社が企業・事業へエクイティ投資を実行したことで投資事業有限責任組合出資金等が増加しております。しかしながら、当第3四半期においてはエクイティ投資案件のエクジットはなく、利益貢献には至りませんでした。

このため、当第3四半期においては大きな利益の伸張が見られず、プリンシパルファイナンス事業の売上高は275百万円、営業利益は27百万円となりました。

その他投資先事業

当事業では、コア事業以外の純投資を目的とした事業会社による収益を計上します。

(株)ベルスは、収入低迷している賃貸市況や顧客の異動減少等により賃貸ビジネスが厳しく、売上高、売上総利益は計画を下回る状況となりましたが、住宅購入支援ビジネスの各種施策（キャンペーン等）が奏功し当該部門単体で計画を上回る売上高となったこと及び経費削減等の努力により、営業利益は計画を上回る状態で推移したことにより、同社単体で売上高は148百万円、営業利益は36百万円となりました。

Crane Reinsurance Limitedは、引き続きHardy Underwriting Bermudaのシンジケート382から傷害保険等のリスクを引き受けております。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による業績への影響は限定的であり、現時点においては通期業績予想に対しては予定通りの進捗となっており、同社単体で売上高は47百万円、営業損失は59百万円となりました。

これらの主な子会社及び他の子会社の経営成績により、その他投資先事業の売上高は196百万円、営業損失は61百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

（総資産）

当第3四半期連結会計期間末における総資産は7,009百万円（前連結会計年度末比4.7%減）となりました。これは主として、販売用不動産が1,568百万円、営業投資有価証券が4,079百万円（うち直接償却による減少は4,549百万円）、営業貸付金が2,465百万円（うち直接償却による減少は2,155百万円）減少したものの、現金及び預金が1,358百万円増加し、貸倒引当金が6,733百万円減少（うち直接償却による減少は6,705百万円）したことによるものであります。なお、直接償却の影響を除いた増減額は、営業投資有価証券は470百万円の増加、営業貸付金は309百万円の減少、貸倒引当金は28百万円の減少となっております。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債は2,137百万円（前連結会計年度末比49.0%減）となりました。これは主として、買入消却により新株予約権付社債が1,200百万円、当社新株予約権付社債を担保とした借入の返済等により長期借入金が958百万円減少したものの、未払金が119百万円、保険契約準備金が290百万円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産は4,872百万円（前連結会計年度末比54.0%増）となりました。これは主として、当社の減資による欠損填補等や四半期純利益1,657百万円の計上により、資本金が8,451百万円、資本剰余金が10,346百万円減少し利益剰余金が20,463百万円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ68百万円減少し2,188百万円となりました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は、190百万円（前年同期は1,068百万円の減少）となりました。

増加の主な内訳は、営業投資有価証券の減少4,225百万円、営業貸付金の減少2,158百万円、たな卸資産の減少234百万円、未収入金の減少275百万円であり、減少の主な内訳は税金等調整前四半期純損失191百万円及び貸倒引当金の減少6,705百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の増加は、0百万円（前年同期は77百万円の減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、124百万円（前年同期は841百万円の減少）となりました。

増加の主な内訳は少数株主からの払込みによる収入239百万円であり、減少の主な内訳は短期借入金の純減少額72百万円、長期借入金の返済による支出20百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,084,000
計	3,084,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,209,043	1,209,043	東京証券取引所 (マザーズ)	(注) 2
計	1,209,043	1,209,043	-	-

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
- 2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)

(平成13年12月25日 株主総会の特別決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり667(注)2, 4
新株予約権の行使期間	平成15年12月26日から平成23年12月25日まで (当社取締役及び従業員) 当社上場後から平成23年12月25日まで (認定支援者)(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667 (注)2, 4 資本組入額 667 (注)2, 4
新株予約権の行使の条件	当社取締役、又は従業員であることを要す (認定支援者を除く)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡することはできないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割等により株式を発行する場合は、未行使の新株引受権の目的たる株式数は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}{(\text{既発行株式数})}$$

2 当社が株式の分割及び発行価額を下回る価格で新株を発行する場合、又は転換社債及び新株引受権付社債を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$(\text{調整後発行価額}) = \frac{(\text{既発行株式数}) \times (\text{調整前発行価額}) + (\text{新発行株式数}) \times (1 \text{株当たり払込金額})}{(\text{既発行株式数}) + (\text{新発行株式数})}$$

3 当社は「新事業創出促進法(経済産業省認定)」の認定事業者であります。

4 当社は平成16年12月20日付をもって普通株式1株につき5株の割合で、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、また平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

(平成16年6月16日 株主総会の特別決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	440
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,334 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,334 (注)2, 3, 5 資本組入額 5,334 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとし、但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 当社が時価を下回る価格で新株の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、平成16年6月16日開催の臨時株主総会ならびに平成16年12月1日及び平成16年12月14日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

5 当社は平成16年12月20日付をもって普通株式1株につき5株の割合で、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、また平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成16年12月3日 株主総会の特別決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,850 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり14,667 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成18年12月10日から平成26年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,667(注)2, 3, 5 資本組入額 14,667(注)2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 時価を下回る価格で新株の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、平成16年12月3日開催の定時株主総会及び平成17年12月2日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

5 当社は、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

(平成18年12月20日 株主総会の特別決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	543
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	543 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり71,130(注) 2, 3
新株予約権の行使期間	平成21年6月4日から平成28年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,130(注) 2, 3 資本組入額 35,565(注) 2, 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は合理的に必要と認められる範囲内で目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 当社が時価を下回る価格で新株の発行又は自己株式の処分(ストックオプションの権利行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

4 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権割当契約で権利行使期間中の各年(6月4日から翌年6月3日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限を定めることができるものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(平成20年12月19日 株主総会の特別決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,695(注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年12月29日から平成30年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695(注) 2 資本組入額 1,348(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

- 5 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表取締役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成21年12月18日 株主総会の特別決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	192
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,220(注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年12月28日から平成31年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,220(注) 2 資本組入額 1,610(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}{1}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

- 5 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成22年12月21日 株主総会の特別決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	318
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	318 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり4,100(注) 2
新株予約権の行使期間	平成24年12月28日から平成32年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,100(注) 2 資本組入額 2,050(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割・株式併合の比率}}{1}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

(注)5に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

- 5 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日(注)	525	1,209,043	350	2,312,384		14

(注) 新株引受権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,208,518	1,208,518	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,208,518	-	-
総株主の議決権	-	1,208,518	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が115株(議決権115個)含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	2,545	3,805	4,500	5,470	6,460	6,880	6,070	7,200	5,180
最低(円)	2,120	2,100	3,180	4,100	4,570	4,600	5,000	5,000	4,250

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。なお、当社では執行役員制度を導入しており、執行役員の異動は次の通りであります。

新任

役名	職名	氏名	就任年月日
執行役員	プリンシパル インベストメント事業部 事業部長	渡邊 基樹	平成23年7月1日
執行役員	事業統括部 部長	千田 高	平成23年7月1日

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
執行役員 国際事業部 事業部長	執行役員 投資銀行本部 副本部長	廖 維舟	平成23年7月1日

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第3四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,188,448	829,661
売掛金	156,326	67,083
営業投資有価証券	1,880,841	5,960,043
販売用不動産	61,865	1,630,622
繰延税金資産	5,552	1,083
営業貸付金	2,852,105	5,317,419
未収入金	794,216	-
その他	148,311	329,447
貸倒引当金	2,139,699	8,873,539
流動資産合計	5,947,967	5,261,820
固定資産		
有形固定資産	1 146,261	1 150,054
無形固定資産		
のれん	499,164	402,794
その他	34,080	39,767
無形固定資産合計	533,245	442,561
投資その他の資産		
投資有価証券	51,967	1,163,636
敷金及び保証金	222,570	221,535
その他	107,971	112,821
投資その他の資産合計	382,509	1,497,993
固定資産合計	1,062,016	2,090,609
資産合計	7,009,984	7,352,430

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,680	14,175
短期借入金	59,000	66,000
1年内返済予定の長期借入金	80,000	125,000
未払金	212,172	92,750
未払費用	52,402	152,530
未払法人税等	8,426	32,150
賞与引当金	24,581	42,578
その他	648,520	722,535
流動負債合計	1,094,783	1,247,720
固定負債		
新株予約権付社債	-	1,200,000
長期借入金	67,495	1,026,449
繰延税金負債	70,093	56,802
退職給付引当金	80,568	71,834
保険契約準備金	733,427	442,437
その他	91,154	142,629
固定負債合計	1,042,738	2,940,154
負債合計	2,137,522	4,187,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,312,384	10,764,317
資本剰余金	5,183	10,351,900
利益剰余金	1,924,801	18,538,744
自己株式	52,412	-
株主資本合計	4,189,956	2,577,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,351	-
為替換算調整勘定	153,053	130,878
評価・換算差額等合計	147,702	130,878
新株予約権	17,852	21,811
少数株主持分	812,355	696,149
純資産合計	4,872,461	3,164,555
負債純資産合計	7,009,984	7,352,430

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
売上高	2,880,336	5,720,461
売上原価	2,030,748	2,556,213
売上総利益	849,587	3,164,248
販売費及び一般管理費	1 2,705,563	1 1,591,155
営業利益又は営業損失()	1,855,975	1,573,092
営業外収益		
受取利息	8,570	3,767
為替差益	41,172	-
確定拠出年金返還金	9,110	1,261
その他	12,212	5,092
営業外収益合計	71,066	10,120
営業外費用		
支払利息	16,871	38,482
有価証券運用損	46,180	1,134
支払手数料	39,009	1,975
その他	1,191	10,057
営業外費用合計	103,253	51,649
経常利益又は経常損失()	1,888,162	1,531,563
特別利益		
新株予約権付社債償還益	329,000	298,800
その他	82,473	122,946
特別利益合計	411,473	421,746
特別損失		
関係会社整理損	291,403	-
投資有価証券売却損	-	226,874
投資有価証券評価損	0	1,208
出資金清算損	1,556	2,686
前期損益修正損	142	-
その他	27,265	60,958
特別損失合計	320,368	291,727
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,797,057	1,661,581
法人税、住民税及び事業税	33,101	35,123
法人税等調整額	9,834	8,821
法人税等合計	42,936	43,945
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,617,636
少数株主損失()	149,381	39,711
四半期純利益又は四半期純損失()	1,690,612	1,657,347

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	288,079	742,942
売上原価	74,688	436,879
売上総利益	213,391	306,063
販売費及び一般管理費	1,293,854	524,406
営業損失()	1,080,463	218,343
営業外収益		
受取利息	505	1,162
受取地代家賃	-	1,624
為替差益	32,101	-
その他	8,097	1,342
営業外収益合計	40,705	4,129
営業外費用		
支払利息	15,034	1,121
有価証券運用損	51,607	1,891
支払手数料	5,945	495
為替差損	-	8,019
その他	1,012	1
営業外費用合計	73,599	11,530
経常損失()	1,113,357	225,744
特別利益		
貸倒引当金戻入益	132,416	15,705
持分変動利益	-	36,944
その他	6,228	1,372
特別利益合計	126,187	54,023
特別損失		
関係会社株式評価損	19,864	15,115
持分変動損失	18,915	-
その他	999	4,661
特別損失合計	39,780	19,776
税金等調整前四半期純損失()	1,279,325	191,497
法人税、住民税及び事業税	29,139	4,084
法人税等調整額	3,623	676
法人税等合計	32,762	4,760
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	196,258
少数株主損失()	26,682	18,293
四半期純損失()	1,285,405	177,964

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,797,057	1,661,581
減価償却費	82,613	41,410
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,548,064	6,733,839
賞与引当金の増減額(は減少)	75,232	17,997
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	13,006	-
受取利息	8,573	3,767
資金原価及び支払利息	43,509	87,631
新株予約権付社債償還損益(は益)	329,000	298,800
関係会社整理損	291,403	-
売上債権の増減額(は増加)	7,233	76,924
営業投資有価証券の増減額(は増加)	1,542	4,052,853
たな卸資産の増減額(は増加)	861,390	1,568,756
営業貸付金の増減額(は増加)	4,304,061	2,465,314
未収入金の増減額(は増加)	418,958	580,337
未払金の増減額(は減少)	12,516	119,213
未払費用の増減額(は減少)	23,988	48,458
預り金の増減額(は減少)	283,924	23,739
その他	66,820	365,047
小計	683,129	2,577,943
利息の受取額	10,696	3,767
利息の支払額	29,278	140,894
法人税等の支払額	17,035	33,523
営業活動によるキャッシュ・フロー	647,511	2,407,293
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の増減額(は増加)	155,099	-
投資有価証券の取得による支出	2,895,138	29,253
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	202,969
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	320,102	-
短期貸付金の増減額(は増加)	331,880	1,371
その他	37,440	13,961
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,125,497	244,812

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,000	7,000
長期借入れによる収入	907,451	-
長期借入金の返済による支出	195,501	106,503
社債の償還による支出	4,301,500	901,200
少数株主からの払込みによる収入	289,120	239,695
配当金の支払額	1,093	219
その他	453	22,002
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,302,975	797,229
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,718	6,464
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,784,680	1,358,786
現金及び現金同等物の期首残高	5,811,512	829,661
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	64,733	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,091,565	2,188,448

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日至平成23年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更 第2四半期連結会計期間より、アンタレスアセット合同会社については清算により連結の範囲から除外しております。 また、当第3四半期連結会計期間より、株式を取得したことによりF G Iキャピタル・パートナーズ(株)を連結の範囲に含めております。
2. 「資産除去債務に関する会計基準」の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ6,231千円減少しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日至平成23年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)
1. 前第3四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」は、特別損失の総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券売却損」は、4,392千円であります。
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
(四半期連結貸借対照表関係)
前第3四半期連結会計期間において、流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」は、資産の総額の100分の10を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「未収入金」は、207,973千円であります。
また、前第3四半期連結会計期間において、固定負債の「その他」に含めていた「保険契約準備金」は、負債及び純資産の合計の100分の10を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結会計期間の固定負債の「その他」に含まれる「保険契約準備金」は、465,938千円であります。
(四半期連結損益計算書関係)
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成22年10月1日
至 平成23年6月30日)

固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年9月30日)	
1		1	
有形固定資産の減価償却累計額	237,606千円	有形固定資産の減価償却累計額	205,881千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの		1 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	200,573千円	役員報酬	125,673千円
給与手当	431,448千円	給与手当	316,370千円
貸倒引当金繰入額	747,856千円	貸倒引当金繰入額	29,784千円
賞与引当金繰入額	84,571千円	賞与引当金繰入額	48,867千円
退職給付費用	11,822千円	退職給付費用	24,681千円
減価償却費	63,588千円	減価償却費	39,906千円
地代家賃	182,219千円	地代家賃	172,969千円
支払手数料	422,919千円	支払手数料	484,395千円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの		1 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	71,551千円	役員報酬	49,510千円
給与手当	127,865千円	給与手当	112,169千円
貸倒引当金繰入額	747,856千円	貸倒引当金繰入額	15,853千円
賞与引当金繰入額	26,187千円	賞与引当金繰入額	16,870千円
退職給付費用	7,595千円	退職給付費用	7,745千円
減価償却費	20,255千円	減価償却費	13,901千円
地代家賃	58,360千円	地代家賃	62,599千円
支払手数料	126,900千円	支払手数料	110,195千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)		1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)	
現金及び預金	1,091,565千円	現金及び預金	2,188,448千円
現金及び現金同等物	1,091,565千円	現金及び現金同等物	2,188,448千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成23年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	1,209,043

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	17,400

3 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の 目的となる 株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権			17,852
合計				17,852

(注) 第5回新株予約権の一部、第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりませ
 ん。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株式資本の著しい変動に関する事項

(単位:千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	10,764,317	10,351,900	18,538,744	-	2,577,473
当第3四半期連結会計期 間末までの変動額					
減資	8,454,298	8,454,298	-	-	-
欠損填補	-	18,806,198	18,806,198	-	-
新株の発行	2,365	14	-	-	2,379
四半期純利益	-	-	1,657,347	-	1,657,347
自己株式の取得	-	-	-	60,244	60,244
自己株式の処分	-	5,168	-	7,831	13,000
当第3四半期連結会計期 間末までの変動額合計	8,451,933	10,346,716	20,463,546	52,412	1,612,483
当第3四半期連結会計期 間末残高	2,312,384	5,183	1,924,801	52,412	4,189,956

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

	投資銀行 事業 (千円)	再保険保証 事業 (千円)	不動産関連 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	59,943	13,263	218,338	23,062	288,079	-	288,079
(2)セグメント間の内 部売上高又は振替 高	57,561	-	-	-	57,561	(57,561)	-
計	117,504	13,263	218,338	23,062	345,641	(57,561)	288,079
営業利益又は営業損失 ()	971,435	31,308	21,406	34,088	1,015,426	(65,036)	1,080,463

(注) 1 事業の区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な業務内容

- (1) 投資銀行事業・・・アレンジャー業務、プリンシパルファイナンス業務、その他投資銀行業務
- (2) 再保険保証事業・・・信用補完・再保険の引受業務
- (3) 不動産関連事業・・・不動産開発・売買・賃貸・仲介業務
- (4) その他事業・・・公会計用ソフトウェアの開発・販売、コンサルティング

前第3四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年6月30日)

	投資銀行 事業 (千円)	再保険保証 事業 (千円)	不動産関連 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	291,653	772,787	1,671,068	144,826	2,880,336	-	2,880,336
(2)セグメント間の内 部売上高又は振替 高	57,561	-	-	-	57,561	(57,561)	-
計	349,215	772,787	1,671,068	144,826	2,937,897	(57,561)	2,880,336
営業利益又は営業損失 ()	1,766,764	121,477	114,906	74,313	1,847,649	(8,326)	1,855,975

(注) 1 事業の区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分の主な業務内容

- (1) 投資銀行事業・・・アレンジャー業務、プリンシパルファイナンス業務、その他投資銀行業務
- (2) 再保険保証事業・・・信用補完・家賃保証・再保険の引受業務
- (3) 不動産関連事業・・・不動産開発・売買・賃貸・仲介業務
- (4) その他事業・・・公会計用ソフトウェアの開発・販売、コンサルティング

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

	日本 (千円)	欧米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	301,591	13,511	288,079	-	288,079
(2)セグメント間の内 部売上高又は振替 高	-	-	-	-	-
計	301,591	13,511	288,079	-	288,079
営業損失()	989,557	73,556	1,063,114	(17,348)	1,080,463

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

欧米：スイス、バミューダ

前第3四半期連結累計期間（自平成21年10月1日至平成22年6月30日）

	日本 (千円)	欧米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	2,449,677	430,658	2,880,336	-	2,880,336
(2)セグメント間の内 部売上高又は振替 高	-	-	-	-	-
計	2,449,677	430,658	2,880,336	-	2,880,336
営業損失()	1,488,745	400,264	1,889,009	33,034	1,855,975

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

欧米：スイス、バミューダ

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

	欧米	計
海外売上高（千円）	13,511	13,511
連結売上高（千円）	-	288,079
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	4.7	4.7

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 欧米：バミューダ
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年10月1日至平成22年6月30日）

	欧米	計
海外売上高（千円）	430,658	430,658
連結売上高（千円）	-	2,880,336
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	15.0	15.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 欧米：バミューダ
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「投資銀行事業」、「アセットマネジメント・アドバイザー事業」及び「公共財関連事業」をコア事業として位置づけており、それぞれの事業を子会社が行っております。これらに、当社が自己投融資を行う事業である「プリンシパルファイナンス事業」及び投資先の事業会社の収益を取り込む「その他投資先事業」を加えた5つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの事業内容は以下の通りであります。

- ・投資銀行事業
 ファイナンスアレンジメント・アドバイザー、エグゼキューション業務受託、証券業務
- ・アセットマネジメント・アドバイザー事業
 アセットマネジメント業務（不動産投資運用、ヘッジファンド・ベンチャー投資ファンド運用等）、
 フィナンシャル・アドバイザー業務、資金調達・財務改善コンサルティング、M&Aアドバイザー業務
- ・公共財関連事業
 公会計のシステム開発、販売及び導入コンサルティング並びに財政改革コンサルティング
 公共ファイナンス事業
- ・プリンシパルファイナンス事業
 自己投融資事業
- ・その他投資先事業
 コア事業以外の純投資を目的とした事業会社による事業

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年10月1日至平成23年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント					合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	投資銀行 事業	アセット マネジメント・ア ドバイザ リー 事業	公共財 関連 事業	プリンシ パルファイ ナンス 事業	その他 投資先 事業			
売上高								
外部顧客への売上高	358,499	355,101	150,579	3,796,817	1,059,462	5,720,461	-	5,720,461
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	13,923	5,715	6,214	9,085	2,700	37,637	37,637	-
計	372,422	360,816	156,794	3,805,902	1,062,162	5,758,098	37,637	5,720,461
セグメント利益又は 損失()	118,539	22,199	24,886	1,885,708	4,859	1,996,700	423,608	1,573,092

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 423,608千円には、セグメント間取引消去283,077千円及び報告セグメントに配分していない全社費用 706,685千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。また、フィンテックグローバル株に対する経営指導料としてそれぞれ投資銀行事業135,000千円、アセットマネジメント・アドバイザー事業136,200千円、公共財関連事業13,500千円を負担しております。

当第3四半期連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント					合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	投資銀行 事業	アセット マネジメント・アド バイザリー 事業	公共財 関連 事業	プリンシパ ルファイナ ンス 事業	その他 投資先 事業			
売上高								
外部顧客への 売上高	60,075	181,423	29,855	275,364	196,223	742,942	-	742,942
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,583	900	4,500	-	900	8,883	8,883	-
計	62,659	182,323	34,355	275,364	197,123	751,826	8,883	742,942
セグメント利益 又は損失()	31,356	3,598	27,440	27,528	61,765	89,434	128,909	218,343

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 128,909千円には、セグメント間取引消去82,788千円及び報告セグメントに配分していない全社費用 211,697千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整しております。また、フィンテックグローバル株に対する経営指導料としてそれぞれ投資銀行事業45,000千円、アセットマネジメント・アドバイザー事業46,200千円、公共財関連事業4,500千円を負担しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

現金及び預金、売掛金、営業投資有価証券、投資有価証券及び長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:千円)

	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
(1) 現金及び預金	2,188,448	2,188,448	-	(注1)
(2) 売掛金	156,326			
貸倒引当金()	3,549			
	152,777	152,777	-	(注1)
(3) 営業投資有価証券	72,276	72,276	-	(注1)
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	147,495	147,495	-	(注1)

() 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金、売掛金については短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

営業投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

長期借入金の時価については、元利金の金額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	四半期連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	
非上場株式	1,079,060
非上場社債	0
優先出資証券	450,000
投資事業有限責任組合出資金	272,500
匿名組合出資金	7,004
投資有価証券	
非上場株式	23,766
関係会社株式	28,200

上記については、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

- 当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
 四半期連結財務諸表への影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
 該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

資産除去債務が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

当社及び当社グループは、事務所の賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、第1四半期連結会計期間においては、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確ではなく、資産除去債務を合理的に見積もることが困難であるため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりませんでした。第2四半期連結会計期間において、当該債務に見合う資産除去債務を合理的に見積もることが可能となったため、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
1株当たり純資産額 3,392円17銭	1株当たり純資産額 2,024円72銭

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 1,399円36銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1,376円37銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,375円45銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	1,690,612	1,657,347
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	1,690,612	1,657,347
普通株式の期中平均株式数(株)	1,208,135	1,204,143
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
普通株式増加数(株)	-	805
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	<p>提出会社： 平成13年12月25日開催の株主総会の特別決議による新株引受権(ストック・オプション) 普通株式725株</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総会の特別決議による平成16年12月1日及び平成16年12月14日発行の新株予約権(ストック・オプション) 448個(普通株式33,600株)</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総会の特別決議による平成17年12月2日発行の新株予約権(ストック・オプション) 78個(普通株式5,850株)</p> <p>平成17年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成18年4月27日発行の新株予約権(ストック・オプション) 75個(普通株式375株)</p> <p>平成19年2月8日発行のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付した新株予約権 309個(普通株式19,482株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成19年6月4日発行の新株予約権(ストック・オプション) 768個(普通株式768株)</p> <p>平成20年12月19日開催の株主総会の特別決議による平成20年12月29日発行の新株予約権(ストック・オプション) 230個(普通株式230株)</p> <p>平成21年12月18日開催の株主総会の特別決議による平成21年12月28日発行の新株予約権(ストック・オプション) 258個(普通株式258株)</p>	<p>提出会社：</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総会の特別決議による平成16年12月1日及び平成16年12月14日発行の新株予約権(ストック・オプション) 440個(普通株式33,000株)</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総会の特別決議による平成17年12月2日発行の新株予約権(ストック・オプション) 78個(普通株式5,850株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成19年6月4日発行の新株予約権(ストック・オプション) 543個(普通株式543株)</p>

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 1,063円96銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	1株当たり四半期純損失金額 148円82銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	1,285,405	177,964
普通株式に係る四半期純損失(千円)	1,285,405	177,964
普通株式の期中平均株式数(株)	1,208,135	1,195,830
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	<p>提出会社： 平成13年12月25日開催の株主総会の特別決議による新株引受権(ストック・オプション) 普通株式725株</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総会の特別決議による平成16年12月1日及び平成16年12月14日発行の新株予約権(ストック・オプション) 448個(普通株式33,600株)</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総会の特別決議による平成17年12月2日発行の新株予約権(ストック・オプション) 78個(普通株式5,850株)</p> <p>平成17年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成18年4月27日発行の新株予約権(ストック・オプション) 75個(普通株式375株)</p> <p>平成19年2月8日発行のユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付した新株予約権 309個(普通株式19,482株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成19年6月4日発行の新株予約権(ストック・オプション) 768個(普通株式768株)</p> <p>平成20年12月19日開催の株主総会の特別決議による平成20年12月29日発行の新株予約権(ストック・オプション) 230個(普通株式230株)</p> <p>平成21年12月18日開催の株主総会の特別決議による平成21年12月28日発行の新株予約権(ストック・オプション) 258個(普通株式258株)</p>	<p>提出会社： 平成13年12月25日開催の株主総会の特別決議による新株引受権(ストック・オプション) 普通株式200株</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総会の特別決議による平成16年12月1日及び平成16年12月14日発行の新株予約権(ストック・オプション) 440個(普通株式33,000株)</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総会の特別決議による平成17年12月2日発行の新株予約権(ストック・オプション) 78個(普通株式5,850株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成19年6月4日発行の新株予約権(ストック・オプション) 543個(普通株式543株)</p> <p>平成20年12月19日開催の株主総会の特別決議による平成20年12月29日発行の新株予約権(ストック・オプション) 180個(普通株式180株)</p> <p>平成21年12月18日開催の株主総会の特別決議による平成21年12月28日発行の新株予約権(ストック・オプション) 192個(普通株式192株)</p> <p>平成22年12月21日開催の株主総会の特別決議による平成22年12月28日発行の新株予約権(ストック・オプション) 318個(普通株式318株)</p>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

重要な訴訟事件等

当社は、齋藤栄功（株式会社アスクレピオス 元代表取締役）及び丸紅株式会社（以下、「丸紅」といいます。）の当時の従業員並びに元従業員らが、丸紅の主導する病院再生事業への投資名目で当社を含む多数の投資家から資金を詐取した一連の詐欺事件につき、当社がその被害回復のため丸紅及び齋藤栄功に対し、24億9,000万円及び遅延損害金を求める損害賠償請求訴訟を提起しておりました（齋藤栄功に対してはその後の同人の破産手続において破産債権として処理されなかった3億円の限度まで請求を減縮しました。）が、平成23年3月25日に東京地方裁判所より、丸紅が当社に対して4億9,800万円及び平成19年12月20日から支払済まで年5分の割合による金員の（3億円及びこれに対する平成19年12月20日から支払済まで年5分の割合による金員の限度で齋藤栄功と連帯して）支払いを命ずる判決が言い渡されました。

しかし、本判決では、丸紅の当時の従業員及び元従業員に対する使用者責任についてほぼ当社の主張が認められてはいるものの、損害賠償請求額の全額についての認容には至っておりません。当社としては、当社が損害を受けた経緯等を踏まえると、その内容を全面的に承服する事はできないため、本判決の一部を不服として平成23年4月11日付で東京高等裁判所に控訴しております。当社としては引き続き当社の訴えの正当性が認められるよう主張して参ります。

なお、丸紅も同判決を不服として平成23年3月28日付で控訴しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月13日

フィンテックグローバル株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	筧 悦生	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	南方 美千雄	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村 喬	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフィンテックグローバル株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィンテックグローバル株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度までに2期連続して重要な営業損失を計上したことに引き続き、当第3四半期連結累計期間においても営業損失1,855,975千円を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年8月10日開催の取締役会において、2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の消却を決議した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年8月10日開催の取締役会において、連結子会社であるStellar Capital AGの解散を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

フィンテックグローバル株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	筧 悦生	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	南方 美千雄	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村 喬	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフィンテックグローバル株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィンテックグローバル株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。